

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付等要領

令和3年2月1日

令和3年3月29日改正

令和3年4月9日改正

令和3年5月27日改正

I 給付金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症が拡大していることを受け、高知県では、令和2年12月14日に、事業者の皆さんに施設の営業時間の短縮（以下「営業時間短縮」という。）へのご協力を願いしたところです。

この要請に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対して、「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」（以下「給付金」という。）を給付します。

2. 申請要件

給付金の申請要件は、次の（1）から（5）全ての要件を満たす事業者（（5）を除き、以下「申請者」という。）とし、申請者は算定の対象とする月別に申請し、給付金はそれぞれの申請に応じて給付するものとします。ただし、給付金の給付は、同一の申請者に対して各申請で1回に限るものとします。

（1）県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる事業者（県外に本社がある事業者を含む。以下同じ。）で、中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者であること。ただし、中小法人等については、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③から⑤までに該当しないこと。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- ③国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ④政治団体
- ⑤宗教上の組織若しくは団体

（2）営業時間短縮の要請（令和2年12月16日から令和3年1月11日）に伴い、営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があること、または営業時間短縮要請等に伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けたこと。

（3）高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付要綱第4条第1項に基づく対象期間は次のとおりとし、当該月の事業収入（売上）が、前年同月比で30%以上減少していること。

ア 令和2年12月

イ 令和3年1月

（4）営業時間短縮の要請の対象事業者ではないこと。

（5）申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条

第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、別表1に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

3. 給付額

令和2年12月又は令和3年1月の事業収入(売上)における対前年同月比での減少額

(ただし、法人においては申請1件当たり40万円、個人事業主においては申請1件当たり20万円を上限とし、事前に新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金を受給した者については、その受給額を算定し直したうえ、過支給分があるときは、その額を控除した額とする。)

なお、令和元年12月2日以降に創業した事業者の取扱い(創業特例)については、4ページをご覧下さい。

II 申請手続等

1. 給付金に関する問い合わせ先

給付金の申請手続等に関してご質問等がある場合は、以下の「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請手続相談窓口」へお問い合わせください。

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請手続相談窓口
電話番号：088-823-9875
受付時間：午前9時から午後5時まで
(土日、祝日も開設しております。)

2. 申請書類

別表2に掲げる申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることができます。

また、提出いただいた申請書類は返却しません。

様式3(売上減少等の証明申請書)については、「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)」に基づく認定経営革新等支援機関(以下、「認定支援機関」という。)、県内の農業協同組合及び漁業協同組合(それぞれの機関によって対応できない場合があります。)等へ、根拠となる書類とともに申請し、証明を受けたものを県に提出してください。

<認定支援機関の一覧>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

3. 申請書類の入手方法又は場所

以下の方法又は場所で、申請に必要な書類を入手することができます。

○高知県 経営支援課のホームページからダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>

○高知県庁本庁舎1階ロビー

○県の合同庁舎及び県税事務所

○市町村役場の窓口

※入手場所の一覧は別表3をご覧ください。

なお、入手場所において相談対応は行っていません。不明な点は、上記

1 の問い合わせ先までお電話ください。

4. 申請書類の受付期間

令和3年2月10日（水）から令和3年6月30日（水）まで。

5. 申請受付方法

以下の方法で、申請を受け付けます。

（1）郵送による受付

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

令和3年6月30日（水）の消印有効です。

〈宛先〉

〒780-8570 高知県庁

「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係」

※申請書類の入った封筒は郵送用の封筒としてご利用いただけます。切手を貼付のうえ、申請者の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

（2）オンラインによる受付

高知県商工労働部経営支援課のホームページから申請してください。

6. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、給付金を給付します。給付金の給付は、2月下旬から順次開始する予定です。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、給付金を給付する旨の決定をしたときは、様式5「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付決定通知書」により通知します。

なお、申請書類の審査の結果、給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、様式6「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金不給付決定通知書」により通知します。

III その他

1. 書類の不備等があり、高知県（高知県の委託を受けた者を含む。以下「県」という。）が申請者に連絡・確認できない場合が相当期間続いたとき（申請受付日から1ヶ月経過した日、又は令和3年7月14日（水）のいずれか早い方の期日に到達したとき）は、申請が取り下げられたものとみなします。

2. 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、県は申請者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は県職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳票書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）があります。

3. 上記の立入検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、給付金の不給付を決定し、又は給付決定を取り消します。

既に給付金の給付を受けている申請者は、給付金を返還するとともに、給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（給付金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。

なお、認定支援機関において、様式3（売上減少等の証明申請書）を発行する際に、不正等が明らかであると判明した場合は、四国経済産業局、又は四国財務局へ報告するとともに、法令に違反している場合は、当該法令を所管する機関へ連絡します。

4. 申請事業者は、様式3（売上減少等の証明申請書）に関係する事業収入（売上）の帳簿及び証拠書類を給付金の受給の日の属する年度の終了後5年間、高知県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

5. 申請書類に記載された情報については、給付金の給付や立入検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。

- (1) 県内の市町村が、独自に創設した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための営業時間短縮要請等に対する給付金に関する事業を実施するに必要であるとして、高知県に情報提供（申請者情報、振込先等）の依頼があった場合
- (2) 税務情報として使用する場合
- (3) 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第9条第1項各号及び第10条第1項各号に該当する場合
- (4) 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定に基づく開示請求を受けた場合

6. 上記3による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が給付金の返還等を求めた申請者については、事業者名などの情報を公表することがあります。

創業特例について

【令和元年12月2日から令和2年10月1日までに創業した事業者】

「令和元年12月分の売上」か「令和元年12月から令和2年11月までのうち任意の連続する2ヶ月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和元年12月の売上とみなす。

※計算の結果について、1円未満の額は切り捨てる。

【令和2年10月2日から11月末日までに創業した事業者】

「令和2年10月分及び同年11月分の売上の平均月額」か「令和2年11月分の売上」のいずれか高い方を令和元年12月の売上とみなす。

※計算の結果について、1円未満の額は切り捨てる。

なお、対象月が令和3年1月の場合も、上記の例に準じて計算するものとする。

【別表 1】暴力団の排除

- ①暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- ②暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があること。
- ③その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であること。
- ④暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ⑤暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- ⑥暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
- ⑦いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
- ⑧業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用すること。
- ⑨その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してすること。
- ⑩その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

【別表2】申請書類

《高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請書類》	
1 申請書（様式1－1・1－2）	<p>様式1－1：令和2年<u>12月</u>の売上減少に係る場合に用いる申請書 様式1－2：令和3年<u>1月</u>の売上減少に係る場合に用いる申請書 ※申請日を忘れずに記入してください。 ※個人事業主の場合は、振込先の口座は申請者本人の口座に限ります。 また、法人の場合は、当該法人の口座に限ります。</p>
2 該当要件申告書（様式2）	<p>※どちらか該当する内容の□に☑（チェック）を入れ、具体的な取引内容・影響内容を記載してください。</p>
3 売上減少等の証明申請書（様式3－1・3－2）	<p>様式3－1：令和2年<u>12月</u>の売上減少に係る場合に用いる証明申請書 様式3－2：令和3年<u>1月</u>の売上減少に係る場合に用いる証明申請書 (認定支援機関、県内の農業協同組合及び漁業協同組合が証明したものに限りません。) ※認定支援機関等への依頼にあたっては、令和2年12月又は令和3年1月と前年同月の売上高を確認できる確定申告書（注1）をご提出ください。 ※確定申告書の作成がない場合（設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など）は、確認できる資料を添付してください。 【例】・税務署に提出した法人設立届出書（法人の場合）又は個人事業の開業・廃業等届出書（個人事業主の場合）（注2） ・直近の経理帳簿（注3）</p>
<p>(注1) 確定申告書（法人、個人事業主とも） 税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください（税務署の受付印の有無は問いません）。 電子申告（e-Tax）で提出した場合は、申告したデータと受信通知のデータ（電子申告申請等完了報告書）の2点を提出してください。</p> <p>(注2) 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書 税務署の受付印の有無は問いません。</p> <p>(注3) 直近の経理帳簿 【例】・令和2年分の確定申告に向けて作成した申告書 ・令和2年12月又は令和3年1月と前年同月の月次の売上帳簿や現金出納帳</p>	

4 誓約書（様式4）

※日付は申請日と同じ日付としてください。

※所在地、屋号名法人名及び代表者職・氏名の欄は、必ず自署でお願いします。

5

- (1) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、事業を運営していることが分かる書類（写しで可）
(2) 住所がわかる本人（法人の場合は法人代表者）確認書類（写しで可）
運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード（表面のみ）など

※「国の持続化給付金の「給付通知書」（写し）」がある場合に提出いただければ、
(1) (2) とも提出不要です。

<表面>



<裏面>

※表面、裏面の両面の写しをご提出ください。

6 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※申請書（様式1）に記載した振込先の情報（金融機関名、支店名・支所、口座番号、口座名義人（カタカナ）など）が確認できる通帳等の写しを添付してください。

※改正前に定めた申請書の様式1は様式1－1、売上減少等の証明申請書の様式3は様式3－1と見なして用いることができるものとします。

※様式1－1の申請書（令和2年12月の売上減少分）及び様式1－2の申請書（令和3年1月の売上減少分）を併せて提出する場合であっても、2から4までの申請書等はそれぞれ作成してください。ただし、5の書類及び6の通帳等の写しについては、1部のみの添付とすることができます。

※上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類の提出及び説明を求めることがあります。

※提出いただいた申請書類は返却しません。

※申請書類一式は、ボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可。）

※A4片面印刷とし、ホッチキス等で止めないでください。

【別表3】県の合同庁舎、県税事務所及び市町村役場の一覧

1. 県の合同庁舎及び県税事務所一覧

県税事務所名	住所	申請書配布時間
高知県庁西庁舎（中央西県税事務所）	高知市丸の内1-7-52	
高知県庁北庁舎	高知市丸の内2-4-1	
中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	
安芸総合庁舎（安芸県税事務所）	安芸市矢ノ丸1丁目4-36	
須崎総合庁舎（須崎県税事務所）	須崎市西古市町1-24	
須崎第二総合庁舎	須崎市東古市町6-26	
幡多総合庁舎（幡多県税事務所）	四万十市中村山手通19	
保健衛生総合庁舎	高知市丸の内2-4-1	(平日) 8:30~17:15
室戸総合庁舎	室戸市浮津71	
香美農林合同庁舎	香美市土佐山田町加茂777	
伊野合同庁舎	吾川郡いの町1381	
土佐合同庁舎	土佐市高岡町乙3229	
中村合同庁舎	四万十市古津賀4-61	
土佐清水合同庁舎	土佐清水市清水ヶ丘28-10	

2. 市町村窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	住所	申請書配布時間
高知市	総合案内（本庁舎1階）／商工振興課（第二庁舎2階）	高知市本町5丁目1-45	
室戸市	産業振興課（2階）／企画財政課移住促進室（1階）	室戸市浮津25-1	
安芸市	商工観光水産課	安芸市矢ノ丸1-4-40	
南国市	総合案内／商工観光課	南国市大塙甲2301	(平日) 8:30~17:15
土佐市	未来づくり課	土佐市高岡町甲2017-1	
須崎市	元気創造課	須崎市山手町1-7	

宿毛市	商工観光課	宿毛市桜町 2－1	
土佐清水市	観光商工課	土佐清水市天神町11－2	
四万十市	観光商工課	四万十市中村大橋通 4－10	
香南市	商工観光課	香南市野市町西野2706 4階	
香美市	商工観光課	香美市土佐山田町宝町 1－2－1	
東洋町	総務課企画調整室	安芸郡東洋町生見758－3	
奈半利町	地域振興課	安芸郡奈半利町乙1659－1	
田野町	総務課	安芸郡田野町1828－5	
安田町	総務課（1階）／ 地域創生課（2階）	安芸郡安田町安田1850	
北川村	産業課	安芸郡北川村野友甲1530	
馬路村	産業建設課	安芸郡馬路村馬路443	
芸西村	産業振興課	安芸郡芸西村和食甲1262	
本山町	まちづくり推進課	長岡郡本山町本山504	(平日) 8：30～17：15
大豊町	産業建設課産業班	長岡郡大豊町津家1626	
土佐町	企画推進課	土佐郡土佐町土居194	
大川村	総務課	土佐郡大川村小松27－1	
いの町	産業経済課	吾川郡いの町1700－1	
仁淀川町	企画課	吾川郡仁淀川町大崎200	
中土佐町	まちづくり課	高岡郡中土佐町久礼6663－1	
佐川町	産業振興課	高岡郡佐川町甲1650－2	
越知町	産業課	高岡郡越知町越知甲1970	
梼原町	産業振興課	高岡郡梼原町梼原1444－1	
日高村	産業環境課	高岡郡日高村沖名 3－1	
津野町	本庁 産業課	高岡郡津野町永野471－1	
	西庁舎窓口	高岡郡津野町力石2870	

四万十町	町民課	高岡郡四万十町琴平町16-17	
大月町	まちづくり推進課	幡多郡大月町弘見2230	
三原村	地域振興課	幡多郡三原村来栖野346	(平日) 8:30~17:15
黒潮町	産業推進室	幡多郡黒潮町入野5893	
	海洋森林課	幡多郡黒潮町佐賀1092-1	